

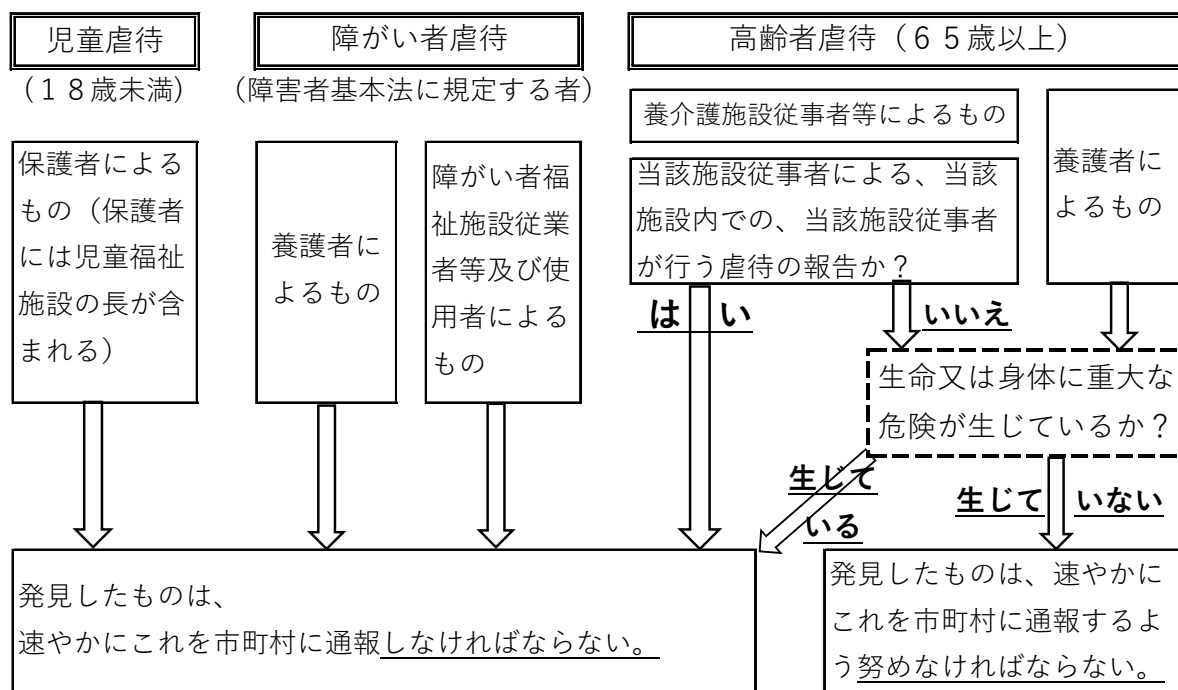
虐待防止マニュアル

社会福祉法人 倉敷市総合福祉事業団

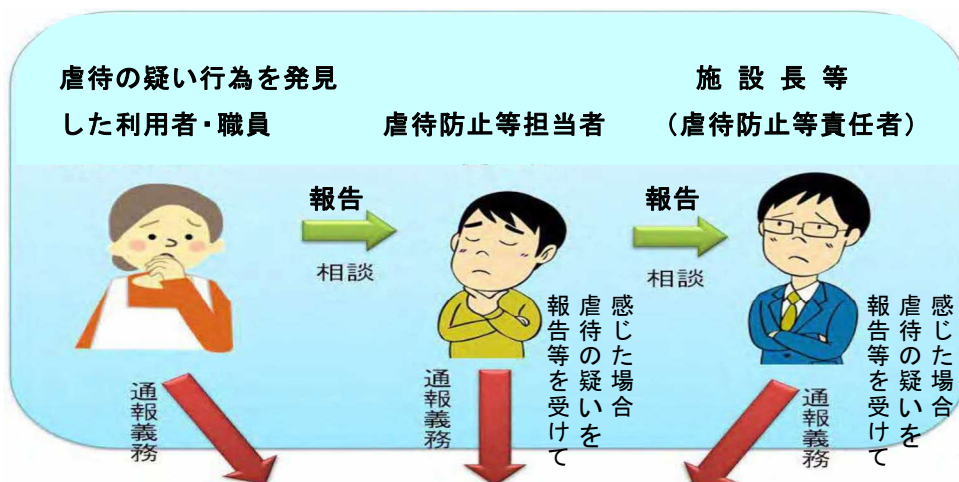
令和4年12月 制定

1 虐待を受けたと思われる児童、障がい者、高齢者を発見した場合の通報義務

- 保護者による児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市町村等に通告しなければなりません。
- 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待を発見した者は、速やかに、市町村に通報しなければなりません。
- 養介護施設等従事者等による高齢者虐待を発見した者は、速やかに、市町村に通報しなければなりません。（ただし、下図のとおり一部が努力義務となっています。）
- 養護者による障がい者虐待、高齢者虐待を発見した者は、速やかに、市町村に通報しなければなりません。（ただし、高齢者虐待の場合は、一部が努力義務となっています。）



※ 虐待の疑い行為を発見した利用者・職員から相談を受けて、虐待の疑いを感じた虐待防止等担当者や、施設長（虐待防止等責任者）も市に通報する義務が生じます。



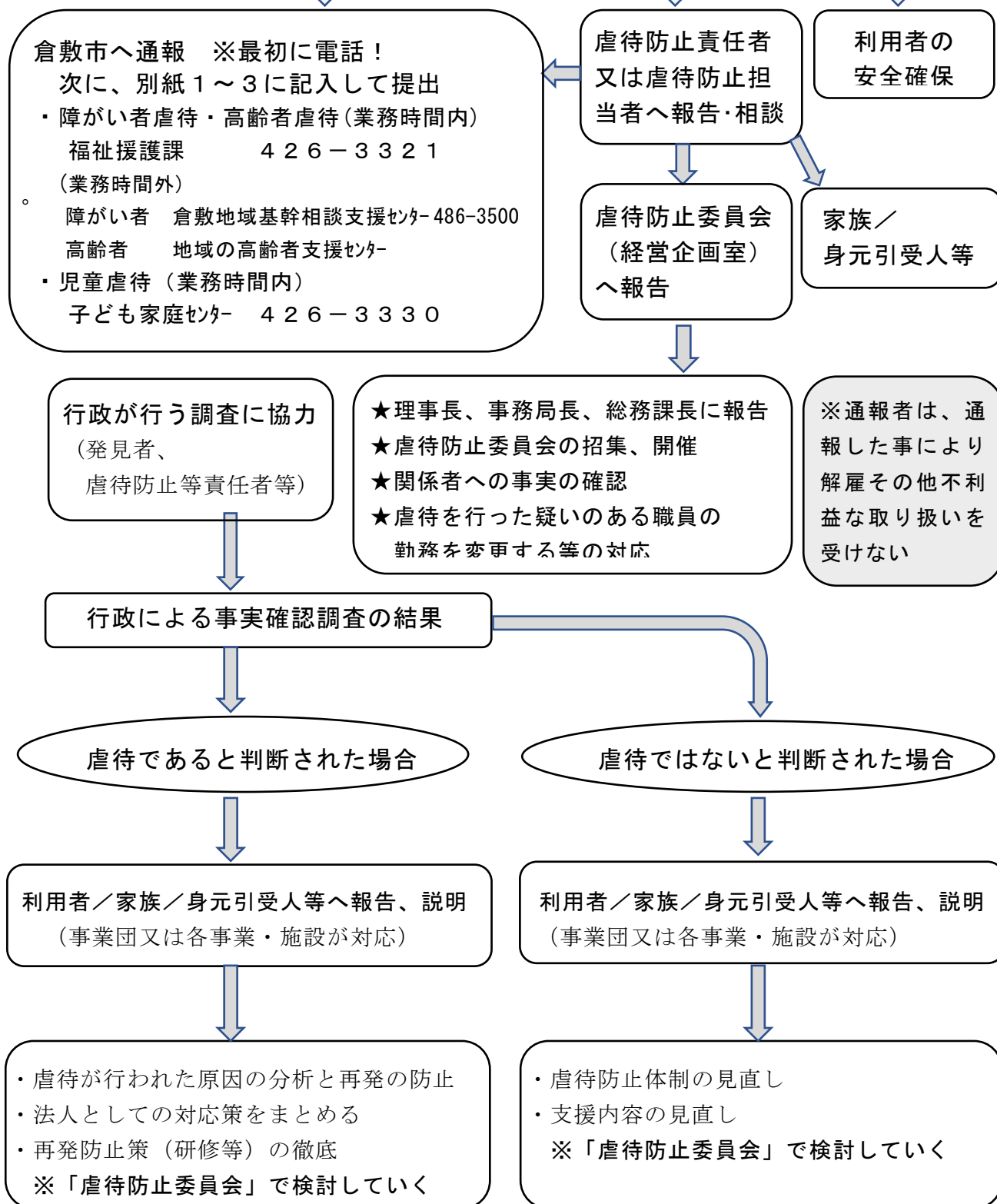
○障がい者虐待・高齢者虐待（業務時間内）
 倉敷市（福祉援護課(426-3321)、
 業務時間外；障がい者 倉敷地域基幹相談支援センター(486-3500)
 児童 児童虐待通告専用ダイヤル(426-3337) 24時間対応
 (夜間、土日等) 高齢者 地域の高齢者支援センター ※大けが等緊急時 119

○児童虐待（業務時間内）
 こども家庭センター(426-3330)

虐待が疑われる場合にとるべき対応フロー図

虐待の疑い行為（事業団職員によるもの及び事業団の施設内で行われたもの）を発見した者

※事業団の施設外で、保護者による児童への虐待の疑い行為及び養護者による障がい者や高齢者への虐待の疑い行為を発見したら、このフロー外ではあるが、倉敷市へ通報し、調査に協力する。
注）以下、「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会」を「虐待防止委員会」と表記します。



2 虐待が行われた原因の分析と再発の防止

虐待を行った職員に対しては、なぜ虐待を起こしたのか、その背景について聞き取り、原因を分析します。虐待は、一人の職員が起こす場合もあれば、複数の職員が起こす場合もあります。

また、小さな不適切な対応が積み重なってエスカレートし、やがて大きな虐待につながってしまう等のケースも考えられるため、経過の把握も必要です。

さらに、虐待があることを知りながら見て見ぬふりをしてしまった職員がいる場合、職員相互の指摘ができないような支配的な力関係が職員の間に働いている場合もあります。

その他、職員が行動障がい等の知識や対応の技術が不十分で、力で抑え込むことしかできなかった場合も考えられます。

虐待が起きると、施設は利用者や家族からの信頼を失うとともに、社会的な信用が低下し、虐待に関わっていなかった職員も自信を失ってしまいます。

失ったものを回復するためには、事実の解明や改善に向けた誠実な取り組みと長い時間が必要になります。

虐待が起きてしまった原因を明らかにし、どうしたら虐待を防ぐことができたのかを振り返るとともに、行政の改善指導等に従い、今後の再発防止に向けた改善計画を具体化した上で、同じ誤りを繰り返すことがないように取り組むことが支援の質を向上させるだけでなく、職員が自信を取り戻し、施設が利用者や家族からの信頼を回復することにもつながります。

また、正当な理由なく身体を拘束したりその他の行動制限を行うことは身体的虐待に当たりますので、「身体拘束やその他の行動制限」をしない支援の検討が支援の質の向上につながります。 ※以下、「身体拘束やその他の行動制限」を、「身体拘束等」と表現します。

3 虐待防止のための措置

(1) 各事業・施設ごとに虐待防止等責任者と虐待防止等担当者を設定します。

虐待防止等責任者と虐待防止等担当者は、虐待防止等研修を自ら進んで受講し防止意識を高めます。

(2) 「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、委員長は理事長とします。

委員会では、虐待の防止のための対策および身体拘束等の適正化のための対策について、事業団全体で取り組みます。

委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議します。

- ア 虐待防止の啓発について
- イ 虐待の確認及び監視について
- ウ 虐待発生後の検証について
- エ 虐待の再発防止策の検討、実行及び実行後の検証について
- オ 身体拘束等について報告するための様式の整備について
- カ 身体拘束等の事例の集計・分析について
- キ 身体拘束等の適正化案の検討、実施及び実施後の検証について
- ク 前各号の職員への周知徹底について
- ケ 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修について
- コ 前各号に掲げるもののほか、委員長が指示した事項について

4 身体拘束等について

正当な理由なく身体拘束等を行うことは身体的虐待に当たりますので、身体拘束等をしない支援の検討が支援の質の向上につながります。

※身体拘束等について、詳しくは「身体拘束等適正化のための指針」をご覧ください。

(1) やむを得ず身体拘束等を行う場合

やむを得ず身体拘束等を行う場合については、身体拘束等による心身の損害（影響）よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、次の3つの要件をすべて満たす必要があります、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会」で組織的かつ慎重に行い、本人又は家族の同意を得て行うこととします。

ア 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

身体拘束等を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束等を行うことが必要な程度まで利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

イ 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないことが要件です。

身体拘束等を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない拘束の方法を選択する必要があります。 (注)状態像とは、症状のパターン

ウ 一時性

を形にまとめたものです。

身体拘束等が一時的であること（長期にわたらないこと）が要件となります。

利用者本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

(2) 委員会での身体拘束等の必要性の検討

委員会では、事業団の各部署から提出された様式1「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を用いて、身体拘束等の必要性を検討し、必要性が認められた場合は、引き続き「身体拘束の方法」・「拘束の時間帯及び時間」・「特記すべき心身の状況」・「拘束開始及び解除の予定」等を検討します。

(3) 本人、家族への丁寧な説明

「身体拘束等適正化のための指針」の様式1「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を用いて本人、家族に丁寧な説明をして、身体拘束等を行うことについて同意を得ます。

(4) 必要な事項の記載

身体拘束等を行った時には、「身体拘束等適正化のための指針」の様式2「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」に、行った時の様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録します。

(5) 身体拘束等の早期解除に向けての検討

様式2の記録をもとに身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を、委員会で検討していきます。

障がい者虐待（相談・通報）【届出票】（別紙1）

相談(通報)年月日 令和 年 月 日 時 分～ 時 分

通報者氏名	所属機関(連絡先)	(- -)
本人との関係	相談支援事業所	連絡先()

【本人(障がい者)の状況】

フリガナ氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (歳)
現住所(居所)	連絡先： (<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> その他)		
支援区分	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 区分() <input type="checkbox"/> 未申請		
障がい	<input type="checkbox"/> 身体() <input type="checkbox"/> 知的() <input type="checkbox"/> 精神() <input type="checkbox"/> その他()		
手帳所持	<input type="checkbox"/> 有(種別： 等級：) <input type="checkbox"/> 無	特記事項	
行動の支援(○△×)	大声奇声() 異食行動() 著しい多動() 自傷() 他害() パニック() 自他の区別困難() 突発的な行動() 強いこだわりで動かない()		
意思疎通に関する配慮	<input type="checkbox"/> 被害的・拒否的 <input type="checkbox"/> 怒り易い <input type="checkbox"/> 意欲が乏しい <input type="checkbox"/> 不安・緊張が強い <input type="checkbox"/> 昼夜逆転 <input type="checkbox"/> 意思疎通に配慮が必要() <input type="checkbox"/> 説明の理解に配慮が必要()		
サービス利用状況	障がい福祉サービス <input type="checkbox"/> 利用あり <input type="checkbox"/> 利用なし	サービス内容	
	その他のサービス		
経済状況	生活保護の受給(有・無・申請中)		

【世帯の状況】

家族状況(ジェノグラム)	氏名	続柄	年齢	同居・別居 その他
特記事項(本人への関わりや障がいの有無について)				

【相談内容(虐待の疑われる状況等)】

相談内容(状況)	虐待(疑)を発見した日	年 月 日	主な虐待者
虐待(の疑い) <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待			

【対応処理欄】※以下は福祉援護課で記入

<input type="checkbox"/> 事実確認不要： <input type="checkbox"/> 明らかに虐待にあたらず ⇒ 今後の対応()
<input type="checkbox"/> 事実確認予定： <input type="checkbox"/> 関係者への情報収集 <input type="checkbox"/> 訪問調査 <input type="checkbox"/> 調査の予定()
※対応検討方針： <input type="checkbox"/> 継続相談(窓口：) <input type="checkbox"/> 対応検討会議の予定()

福祉援護課 (年 月 日) 回議 管理記号番号

課長	課長代理	主幹	主任	報告者	

高齢者虐待（相談・通報）【届出票】（別紙2）

相談(通報)年月日	令和 年 月 日 時 分～ 時 分
-----------	-------------------

相談者氏名		住所または所属機関	
<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族（同居・別居）続柄： <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス事業所 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他（ ）			

【本人(高齢者)の状況】

フリガナ氏名		(男・女)	生年月日		年 月 日 (歳)
現住所(居所)	連絡先： (<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> その他)				
介護認定	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要介護度() <input type="checkbox"/> 申請中(月 日) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定				
認知症度	自立・Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M	特記事項(疾患や障がい等)			
寝たきり度	自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2				
サービス利用状況	介護保険サービス				
	その他のサービス				
居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)	連絡先：				
経済状況					

【世帯の状況】

家族状況(ジェノグラム)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">氏名</th> <th style="width:15%;">続柄</th> <th style="width:15%;">年齢</th> <th style="width:50%;">同居・別居 その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>特記事項(本人への関わりや障がいの有無等について)</p>	氏名	続柄	年齢	同居・別居 その他																				
氏名	続柄	年齢	同居・別居 その他																						

【相談内容(虐待の疑われる状況等)】

相談内容(状況)	虐待(の疑い) <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> ネグレクト <input type="checkbox"/> 経済的虐待 ※複数選択
----------	---

【初期対応確認欄】 ※以下は市担当窓口で記入

事実確認不要：	<input type="checkbox"/> 明らかに虐待にあたらず ⇒ 他窓口への引継等 ()
事実確認予定：	<input type="checkbox"/> 関係者への情報収集 <input type="checkbox"/> 訪問調査 <input type="checkbox"/> 調査の予定 ()
※対応検討方針：	<input type="checkbox"/> 経過観察(見守り体制の確保) <input type="checkbox"/> 対応検討会議の予定 ()

課 (年 月 日) 回議 管理記号番号

						報告者

児童虐待についての相談・通報

(別紙3)

児童虐待を発見した場合は、子ども家庭センター(086-426-3330)に通告する。通告する内容は、次の項目で、わかるところだけで良い。急いで通告することが大切。)

- 1 日時 いつ
- 2 児童・保護者について 名前、年齢、性別、住所
- 3 どのようなことを 誰がしているのか
- 4 相談、連絡者の情報 可能であれば、名前、住所、連絡先 など

通告後、次の届出票のわかるところを記入して、子ども相談センターに提出する。(現在は、電話での素早い通告を優先するため、届出の様式は定めていない。)

児童虐待(相談・通報) 【届出票】

相談(通報)年月日		令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分			
子ども	ふりがな			生年月日	令和 年 月 日生 (歳)
	氏名			性別・続柄	男・女 続柄 ()
保護者等	氏名	続柄 ()		続柄 ()	
	職業				
	年齢	令和 年 月 日生 (歳)		令和 年 月 日生 (歳)	
	住所	電話:			
	携帯電話				
虐待内容	誰から				
	いつから				
	頻度は				
	どんなふうに				
虐待の種類	・身体的 ・性的 ・ネグレクト ・心理的 (主◎ 従○)				
子どもの状況	・現在の居場所 ・保育所等通園の状況				
家庭の状況	・家庭内の協力者 無・有 () ・家庭以外の協力者 無・有 () ・きょうだいの有無 無・有 () ・DV被害等 無・有 ()				
情報源と保護者の了解	・相談者は ・実際に目撃している ・悲鳴や音等を聞いて推測した ・相談者は 関係者 () から聞いた ・保護者は この相談を (承知 ・ 拒否 ・ 知らせていない)				
(相談報者)	氏名				
	住所			電話	
	関係	事業団職員 ・ 利用者 ・ 家族 ・ 近隣知人 ・ その他 ()			
	相談意図	子どもの保護 ・ 調査 ・ 相談			
	調査協力	調査協力 (諾 ・ 否) 事業団からの連絡 (諾 ・ 否)			

倉敷市 高齢者支援センター 一覧

(別紙4)

センター名	所在地	電話	区域(小学校区)
倉敷中部	鶴形1-9-7	430-6703	倉敷東小・万寿小・万寿東小 菅生小一部(青江, 西岡, 宮前, 祐安)
倉敷南	粒江2500-1	420-1355	倉敷西小・粒江小
老松・中洲	老松町4-4-7	427-1191	老松小・中洲小
大高	新田2689	427-8811	大高小・葦高小・倉敷南小
倉敷西	中島770-1	466-3156	中島小・西阿知小・連島北小
帯江・豊洲	亀山679-1	429-2714	帯江小・豊洲小
中庄	徳芳504	461-2357	中庄小
天城・茶屋町	藤戸町藤戸1573-1	428-1661	茶屋町小・天城小
庄北	山地1297	461-0085	庄小一部(上東, 二子, 山地, 西尾, 日畑, 矢部, 庄新町)
倉敷北	下庄700-1	463-7760	庄小一部(下庄, 松島, 栗坂) 菅生小一部(浅原, 西坂, 生坂, 三田)
水島	水島南春日町13-1	446-6511	第四福田小・第五福田小・水島小
福田	東塚5-4-50	455-5132	第一福田小・第二福田小・第三福田小
連島	神田2-3-27	444-3200	連島東小・旭丘小・連島神亀小 連島西浦小・連島南小・霞丘小
琴浦	児島下の町5-2-17	473-9001	琴浦東小・琴浦北小・琴浦南小 琴浦西小一部(児島上の町の内1~4丁目を除く)
児島中部	児島柳田町355-1	473-0847	児島小・緑丘小 琴浦西小一部(児島上の町1~4丁目)
児島西	児島駅前4-83-2	472-0221	味野小・本荘小
赤崎	児島阿津2-7-53	472-2941	赤崎小
下津井	下津井吹上2-6-4	479-8271	下津井東小・下津井西小
郷内	串田660	470-2005	郷内小・郷内尾原分校
玉島東	玉島750-1	523-6235	上成小・乙島小・乙島東小
玉島中部	玉島中央町1-4-8	523-5322	玉島小・柏島小
玉島南	玉島勇崎1044-3	528-3266	玉島南小・沙美小・南浦小
玉島北	玉島陶856-1	525-1339	長尾小・富田小・穂井田小
船穂	船穂町船穂1861-1	552-9005	船穂小・柳井原小
真備	真備町箭田2159	698-5999	川辺小・岡田小・藺小・二万小 箭田小・呉妹小

緊急時については、平日の夜間や休日でも、対応できる体制を整えています。